

PCA Hub eDOC

電子帳簿保存（スキャナ保存） マニュアル



目次

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存について	1
「スキャナ保存」制度とは	2
「スキャナ保存」の対象となる書類	3
「スキャナ保存」に対応する場合の要件	4
「スキャナ保存」の要件に対応した機能	6
「スキャナ保存（保存要件）」と『PCA Hub eDOC』対応機能一覧表	9
システム概略図（スキャナ保存）	20
PCA Hub eDOC（スキャナ保存）運用サイクル例	23
PCA Hub eDOCフォルダ作成例	27

**国税関係書類の電磁的記録に
よるスキャナ保存について**

「スキャナ保存」制度とは

スキャナ保存制度は、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類（決算関係書類を除きます。）について、一定の要件の下で、書面による保存に代えて、スキャン文書による保存が認められる制度です。

平成17年度の創設から現在まで様々な改正がされてきており、令和3年度の改正では大幅に条件が緩和されました。

令和3年度（一部改正）

令和3年度の税制改正により、令和4年1月1日以後に保存を行う国税関係書類については承認制度が廃止されたほか、次のような改正がされました。

- ① タイムスタンプ要件について、付与期間が記録事項の入力期間（最長約2月以内）と同様とされるとともに、受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署が不要とされたほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含みます。）において、その電磁的記録を保存することにより、その入力期間内に記録事項を入力したことを確認することができる場合にはその確認をもってタイムスタンプの付与に代えることができることとされたこと。
- ② 適正事務処理要件（相互けんせい、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等をいいます。）が廃止されたこと。
- ③ 検索機能の確保の要件について、検索項目が取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定されるとともに、保存義務者が税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合にあっては、範囲を指定して条件を設定できる機能及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保が不要とされたこと。

令和6年度（※令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。）

- ① 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。
国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。
- ② 入力者等情報の確認要件が不要とされました。
スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です。）。
- ③ 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。
スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。
この見直しにより、「一般書類（見積書・注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

※詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

「スキャナ保存」の対象となる書類

国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている国税関係書類（決算関係書類を除きます。）の全ての書類が対象となります。

国税関係書類（決算関係書類を除きます）のスキャナ保存の区分

書類の種類	書類の名称・内容	書類の性格	書類の重要度
重要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書 ・ 領収書 及び恒久的施設との間の内部取引に関して外国法人等が作成する書類のうちこれらに相当するもの並びにこれらの写し	一連の取引過程における開始時点と終了時点の取引内容を明らかにする書類で、取引の中間過程で作成される書類の真実性を補完する書類	資金や物の流れに直結・連動する書類のうち特に重要な書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預り証 ・ 借用証書 ・ 預金通帳 ・ 小切手 ・ 約束手形 ・ 有価証券受渡計算書 ・ 社債申込書 ・ 契約の申込書 (定型的約款無し) <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書 ・ 納品書 ・ 送り状 ・ 輸出証明書 及び恒久的施設との間の内部取引に関して外国法人等が作成する書類のうちこれらに相当するもの並びにこれらの写し	一連の取引の中間過程で作成される書類で、所得金額の計算と直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動する書類
一般書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検収書 ・ 入庫報告書 ・ 貨物受領証 ・ 見積書 ・ 注文書 ・ 契約の申込書 (定型的約款有り)及びこれらの写し	資金の流れや物の流れに直結・連動しない書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類

「スキャナ保存」に対応する場合の要件

令和4年1月1日以後に「スキャナ保存」に対応するためには、以下の要件を満たす必要があります。

要件	重要書類	一般書類
入力期間の制限 (規則2⑥一イ、ロ)	【早期入力方式】 or 【業務処理サイクル方式】 ※1	【適時入力方式】 ※1
一定水準以上の解像度による読み取り (規則2⑥二イ(1))	200dpi 以上による読み取り	
カラー画像による読み取り (規則2⑥二イ(2))	赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)であること	白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる
タイムスタンプの付与 (規則2⑥二ロ)	入力期間内に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ※2を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと(入力期間内にその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができる)	
解像度及び階調情報の保存 (規則2⑥二ハ(1))	読みとった際の解像度、階調情報を保存すること ※当要件は、令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類については廃止となりました。	
大きさ情報の保存 (規則2⑥二ハ(2))	当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること (国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさがA4以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要) ※当要件は、令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類については廃止となりました。	不要
バージョン管理 (規則2⑥二ニ)	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正又は削除を行うことができない電子計算機処理システムを所有すること	
入力者等の情報の確認 (規則2⑥三)	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと ※当要件は、令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類については廃止となりました。	
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持 (規則2⑥四)	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと ※当要件は、令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類については重要書類のみとなりました。	

見読可能装置の備付け (規則2⑥五)	14インチ(映像面の最大径が35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること	白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない
整然・明瞭出力 (規則2⑥五イ～ニ)	電磁的記録について、次のイ～ニの状態、速やかに出力することができるようにすること イ 整然とした形式 ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭 ハ 拡大または縮小して出力することが可能 ニ 4ポイントの大きさの文字を認識できる	
電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け (規則2⑥七、同2②一)	電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続きを明らかにした書類を備え付けること	
検索機能の確保 (規則2⑥六)	電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索 (2) 日付または金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 (3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせでの検索 (税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、(2)(3)の要件は不要	
その他 (過去分重要書類の取扱い)	スキャナ保存を開始した日より前に作成・受領した重要書類(過去分重要書類)については、あらかじめ、その種類等を記載した適用届出書を税務署長等に提出することでスキャナ保存をすることができます。この場合、入力期間の制限の要件は不要となる等、上記要件の一部は緩和されますが、電磁的記録の保存に併せて、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成・保存に関する事務の手続きを明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの)の備付けを行う必要があります	

※1 【早期入力方式】とは、国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領後、速やか(おおむね7営業日)に行うこと。

【業務処理サイクル方式】とは、国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(おおむね7営業日)に行うこと。

(国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規定を定めている場合に限る。)

【適時入力方式】とは、入力期間の制限なく適時に入力すること。

※2 電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。

「スキャナ保存」の要件に対応した機能

◆入力要件

スキャナ装置で読み取った後、国税関係書類（決算関係書類を除きます。）にタイムスタンプが付された状態または、その後の当該電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除の履歴等を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含みます。）に格納した状態であることが必要です。

期間内に、以下の方法により入力することが必要です。

- ① 【早期入力方式】入力期限は7営業日以内
国税関係書類の作成または受領後、経理担当者等が“速やかに（おおむね7営業日以内）”スキャンし、タイムスタンプが付された状態または、当該電磁的記録に係る訂正又は削除の履歴等が確保された状態にすること。
- ② 【業務処理サイクル方式※】入力期限は2か月+7営業日以内
事務処理規程を作成した場合、（最長2ヶ月）を経過した後、速やかに（おおむね7営業日以内）スキャンし、タイムスタンプが付された状態または、当該電磁的記録に係る訂正又は削除の履歴等が確保された状態にすること。
- ③ 【適時入力方式（一般書類のみ）】入力期限の制限はない
適時に入力

『PCA Hub eDOC』では、上記のいずれの方法にも対応しています。

※【業務処理サイクル方式】で入力される場合は、規則第2条第6項第1号口の「各事務の処理に関する規程」の作成が必要です。

◆電子計算機処理システムの要件

上記の「入力要件」における入力にあたり、以下の要件を満たす電子計算機処理システムを使用することが必要です。

解像度・階調	<ol style="list-style-type: none">① スキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上で読み取るものであること。 〈例：A4サイズの紙の場合…約388万画素〉② 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものであること。③ 一般書類の場合は白色から黒色までの階調が256階調以上で読み取るものであること。
タイムスタンプ	当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法人データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すこと。 『PCA Hub eDOC』では、総務省の認定を取得したセイコーソリューションズ株式会社が提供するセイコータイムスタンプサービスを使用しています。

読み取り情報の保存	<p>当該国税関係書類を読み取った際の解像度、階調、大きさに関する情報を保存すること。</p> <p>※書類の大きさがA4サイズ以下のときは大きさの情報は不要。</p> <p>※一般書類の大きさ情報は不要。</p> <p>『PCA Hub eDOC』では、(解像度、階調、大きさに関する情報)の情報をもつファイル形式のみに対応しています。</p> <p>※当要件は、令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類については廃止となりました。</p>
バージョン管理	<p>保存されたファイルの訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。</p> <p>『PCA Hub eDOC』では、ファイルに対して物理/論理削除ができない設定が可能です。また、訂正(上書き)したファイルは最新バージョンとして、過去の全履歴が保持されます。</p>

◆入力者等の情報の確認

国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者またはその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことが必要です。

『PCA Hub eDOC』では、スキャナを利用してアップロードした者が、読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認する事により、作成者(入力を行う者またはその者を直接監督する者)として保存します。

※当要件は、令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類については廃止となりました。

◆スキャンした書類と帳簿との関連性の確保

国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とその国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できるようにしておくことが必要です。

『PCA Hub eDOC』では、ユーザー定義プロパティにて関連性を確保するための任意の属性項目を追加する事ができます。

また、PCA会計(※)をご利用のユーザー様は「振替伝票入力」「仕訳伝票発行・チェックリスト」処理等でドキュメントと仕訳を直接関連付けることができます。

※PCA会計DX(rev6.00)以降、PCA会計hyper(rev6.00)以降

※当要件は、令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類については重要書類のみとなりました。

◆見読性の確保

14インチ以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタならびにこれらの操作説明書を備え付け、カラーディスプレイの画面に、以下の状態で速やかに出力できることが必要です。

※一般書類の場合、カラー画像ではなくグレースケールでの保存が可能です。

- ① 整然とした形式であること。
- ② 国税関係書類と同程度に明瞭であること。
- ③ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。
- ④ 国税庁長官が定めるところにより日本工業規格に規定する4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

(ダウンロード) 機能でファイルを出力した後に、パソコン等でご確認ください。

◆電子計算機処理システムの概要書等の備え付け

『PCA Hub eDOC』ご使用になる場合、システムの概要書、仕様を記載した書類の備え付けは必要ありません。

当マニュアル、『PCA Hub eDOC』Webマニュアルを速やかに画面表示及び書面に出力できるようにしておくことが必要です。

『PCAHub eDOC』Webマニュアルは[こちら](#)

◆検索性の確保

以下の検索機能を確保しておくことが必要です。

- ① 記録項目（取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先）を検索の条件として設定することができること。
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ③ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

『PCA Hub eDOC』では、ユーザー定義プロパティに記録項目（取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先）を入力していただくことで、記録項目による検索を行うことができます。

「スキャナ保存（保存要件）」と『PCA Hub eDOC』対応機能一覧表

《真実性の確保》訂正削除履歴

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
1.スキャン文書と検索用データ登録機能	
1-1.スキャン文書と検索用データを新規保存できる。	スキャン文書をアップロードすると、基本プロパティが登録されます。また、アップロード後にユーザー定義プロパティにて記録項目（取引日、取引金額、取引先）の追加を行うことができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ファイルをアップロード 」「 プロパティ情報 」「 記録項目を入力する 」をご覧ください。
1-2.改訂時は、改訂年月日を追記保存する。	電磁的記録の記録事項の改訂時には、基本プロパティの更新日（改定年月日）が変更されます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ファイルのバージョン管理 」「 プロパティ情報 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
2.スキャン文書の訂正機能	
2-1.既に登録されたスキャン文書に対して、新たにスキャンしたバージョンの文書を追加で保存できる。	対象のスキャン文書の差し替えは上書きアップロードにて、最新バージョンの文書として追加することができます。なお、最新バージョン以前の履歴保存された、過去のファイルを削除修正することはできません。
2-2.過去バージョン（最新バージョン以外全て）の内容は変更・削除できない。	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ファイルのバージョン管理 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
3.スキャン文書削除機能	
3-1.利用ユーザが物理的削除ができず、論理削除処理を行う。	（ファイル保護機能）にて、保護の対象となったファイルは物理／論理削除ができないようになっています。
3-2.論理削除処理されたスキャン文書と検索用データの内容を確認できる。	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ファイル保護の設定 」「 フォルダにファイル保護を設定 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
4.ファイル操作履歴機能	
4-1.訂正機能がある場合、訂正対象の訂正履歴（訂正年月日、実施担当）を記録確認できる。	履歴保存されたファイルは、更新日（訂正年月日）、更新者（実施担当者）が基本プロパティに記録されます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ファイルのバージョン管理 」「 プロパティ情報 」をご覧ください。
4-2.削除機能がある場合、削除対象の削除履歴（削除年月日、実施担当）を記録確認できる。	ファイルの削除年月日、削除したユーザー（実施担当者）は監査ログに記録されており、確認ができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 監査ログ 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
5.訂正削除の履歴の検索、閲覧	
5-1.スキャン文書と検索用データの訂正・削除の全てのバージョンの内容を検索・閲覧・出力ができる。	過去バージョンの文書はすべて検索・閲覧・ダウンロード（出力）ができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を検索 」「 ファイルのバージョン管理 」「 ダウンロード 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
6.保存方法	
6-1.保存されているスキャン文書と検索データが保存時のデータであることが証明できる。	（ファイル保護機能）にて、保護の対象となったファイルは物理／論理削除ができないようになっています。また、クラウドサービスのため、利用者側での変更が不可となります。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ファイル保護の設定 」「 フォルダにファイル保護を設定 」をご覧ください。
6-2.法令に定められた保存期間中、利用ユーザーが訂正削除できない。	
6-3.訂正削除ができないシステムの場合、保存されているデータがスキャン直後のデータであることが証明できる。	

《可視性の確保》相互関連性

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
7.属性管理機能	
7-1.帳簿書類間の関連性を確保するための属性（伝票番号、取引案件番号、工事番号、URL等）が存在する、または、前記属性が存在しない場合、前記属性の追加設定ができる。	ユーザー定義プロパティから属性を持つ項目を設定できます。追加された項目は検索することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を入力 」をご覧ください。
7-2.書類単位で帳簿と書類間の関連性を確保するための属性を設定できる。	

7-3.補足（PCA会計をご利用の場合）参照1	<ul style="list-style-type: none"> ● 『PCA会計』から『PCA Hub eDOC』へのアップロード時に、仕訳登録された、記録項目（取引年月日、取引金額、取引先）の値が登録されます。また、PCA会計の仕訳にもその時に保存されたファイルのURLが追加されます。 ● 『PCA Hub eDOC』で保存されたファイルのURLをコピーして、『PCA会計』の仕訳に追加することができます。 ● 別冊のPCA会計マニュアル「PCA Hub eDOCとの連動について」をご覧ください。
-------------------------	---

参照1 PCA会計DX(rev6.00)以降、PCA会計hyper(rev6.00)以降

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
8.属性検索機能/リンク機能 (URL,URI)	
8-1.帳簿書類間の関連性を確保するための属性が帳簿に記載されていない場合、それ以外の情報から帳簿書類間の関連性を確保するための属性を確認し、その属性で文書を検索できる。	<p>ユーザー定義プロパティから属性を持つ項目を設定できますので、伝票番号や工事番号等の値を登録することができます。また、登録された項目を検索することができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「記録項目を入力」「記録項目を検索」をご覧ください。</p>

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
9.帳簿との関連性が無いという条件で検索する機能	
9-1.取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性が無い書類を電子保存する場合、帳簿と関連性がないことを識別できる。	<p>ユーザー定義プロパティ(国税関係書類)内のキーワードまたは、ユーザー定義プロパティ項目にて、文書の種類を登録している場合、空白とすることにより帳簿との関連性がないものとして運用することができます。その場合、項目が空白となっている対象のみを検索することができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「記録項目を入力」「記録項目を検索」をご覧ください。</p>

《可視性の確保》備付書類

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
10.操作説明書・オンラインマニュアル	
10-1.以下の機能の操作説明が記載されていること。	以下、マニュアルに記載しています。 ① 『PCAHub eDOC』 Webマニュアルは こちら ② 当マニュアル

機能	対象マニュアル	目次
(1) システム概要（システム全体の構成、データ保存の概要）	当マニュアル	システム概略図（スキャナ保存）
(2) 入力時刻証明措置（タイムスタンプ付与）の説明	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル	「 タイムスタンプを手動で付与 」
(3) 入力時刻証明措置（タイムスタンプ代替機能で採用している方法）の説明		「 プロパティ情報 」
(4) 一括検証方法の説明		「 タイムスタンプを検証 」
(5) 文書の新規登録方法の説明		「 ファイルをアップロード 」
(6) 記録事項の入力方法の説明		「 記録項目を入力 」
(7) 検索機能に関する説明		「 記録項目を検索 」 「 検索 」
(8) 訂正履歴の保存方法の説明		「 ファイルのバージョン管理 」
(9) 帳簿間の相互関連性を確保するための説明		「 記録項目を入力 」 「 記録項目を検索 」

《可視性の確保》見読可能性

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
11.ディスプレイ表示	
11-1.対応機種 以下の機種に対応していること。 サイズ：14inch(35cm)以上 カラー：RGB256階調相当以上	14インチに対応している768px以上の画面幅に対応、24bitカラー対応しています。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ファイルをプレビュー表示 」をご覧ください。
11-2.一覧性 ・原稿データを分割せずにディスプレイに表示できる。	（ダウンロード）機能でファイルを出力した後に、パソコン等でご確認ください。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ダウンロード 」をご覧ください。
11-3.拡大・縮小/表示品質 ・原稿データを拡大または縮小して表示できる。 ・想定する最大サイズの原稿で1ページ全体を画面に表示できる。	

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
12.印刷	
12-1.対応機種 以下を満たすプリンタで印刷できる。 ・解像度: 200dpi以上 ・カラー: RGB256階調相当以上	(ダウンロード) 機能でファイルを出力した後に、プリンタ等で印刷してください。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ダウンロード 」をご覧ください。
12-2.一覧性 ・原稿サイズのまま分割せずに紙に印刷できる。	
12-3.拡大・縮小V印刷品質 ・等倍のまま、200dpi、RGB256階調以上で紙に印刷できる。 ・レシート大の原稿について、市販のプリンタで最小用紙サイズまで拡大して紙に印刷できる。 ・想定する最大サイズ (例: A3) の原稿を市販のプリンタを使って、ページ全体を明瞭さを保ったまま1枚の紙に印刷できる。	

《可視性の確保》検索機能

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
13.書類またはデータの属性値の設定登録	
13-1.取引年月日その他の日付 (「書類の区分ごとの取引年月日」、若しくは「書類に関連する仕訳計上年月日」)、取引金額、取引先を記録項目として設定することができ、その値を登録できること。	ユーザー定義プロパティ (国税関係書類) にて、記録項目をセットします。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を入力 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
14.データの条件検索	
14-1.一課税期間を通して検索できること。	一課税期間を通して取引日 (一課税期間) を範囲指定にて検索することができます。 また、複数の条件AND検索することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を検索 」をご覧ください。
14-2. 2つ以上の任意の条件をAND条件で検索できる。もしくは任意のひとつ目の条件の検索結果に対して任意のふたつ目の条件を指定して検索できる。(絞り込み検索)	

<p>14-3.複数の記録媒体に電子取引データが保存されている場合など、一課税期間通して検索できない場合は、四半期などの合理的な期間毎に範囲検索ができる。</p>	<p>『PCA Hub eDOC』はクラウドサービスとして提供しているため、複数の記録媒体で検索するような事はありません。</p> <p>そのため、一課税期間を通して取引日（一課税期間）を範囲指定にて検索することができます。</p> <p>また、複数の条件AND検索することができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「記録項目を検索」をご覧ください。</p>
---	---

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
<p>15.データの条件検索（記録項目のみ）</p>	
<p>15-1.それぞれ値を条件にして検索できること。</p>	<p>取引日、取引金額、取引先名の記録項目について、以下の検索が可能です。</p>
<p>15-2.日付、金額に関する属性については、値の範囲を条件にして検索できる。</p>	<p>① 複数の条件でのAND検索 ② 取引日、金額については範囲検索 ③ 各記録項目の値が未設定であることを条件とした検索</p>
<p>15-3.値がないことを条件にして検索できる。</p>	<p>④ 属性（数値・文字列）を対象に、一連番号等による検索を行うことができます。</p>
<p>15-4.一連番号等の付与により帳簿との関連付けをしている場合には、一連番号等による検索ができる。</p>	<p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「記録項目を検索」または、「検索」をご覧ください。</p>

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
<p>16.条件検索(記録項目以外)</p>	
<p>16-1.検索条件にヒットしたもののみがディスプレイに一覧表示できる。</p>	<p>検索結果を一覧表示することができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「記録項目を検索」をご覧ください。</p>
<p>16-2.書類の種類別（領収書、請求書、見積書、納品書、注文書などの種類別）別に検索できる。</p>	<p>ユーザー定義プロパティ(国税関係書類)内のキーワードまたは、ユーザー定義プロパティ項目にて、書類の種類を追加しておけば、検索する事ができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「記録項目を入力」「記録項目を検索」をご覧ください。</p>
<p>16-3.検索結果の一覧には各書類の記録事項が含まれる。</p>	<p>検索結果のすべてを選択して（プロパティのエクスポート）機能にてcsv出力することができます。csvファイルはEXCEL等で各書類の記録事項の一覧を印刷することができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「プロパティのエクスポート・インポート」「記録項目を検索」をご覧ください。</p>
<p>16-4.名称で表記できる項目は、コード番号などだけではなく、名称で表記してディスプレイに表示できる。</p>	<p>基本プロパティ及び、ユーザー定義プロパティは名称及び数値にて表示されています。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「プロパティ情報」「記録項目を入力」をご覧ください。</p>

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
17.検索結果印刷	
17-1.検索した結果は、検索条件にヒットしたもののみが紙に印刷できる。	検索結果のすべてを選択して（プロパティのエクスポート）にてcsv出力することができます。csvファイルはEXCEL等で記録項目の一覧を印刷することができます。
17-2.検索結果には各書類の記録事項が含まれる。	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 プロパティのエクスポート・インポート 」「 記録項目を検索 」をご覧ください。
17-3.名称で表記できる項目は、コード番号などだけではなく、名称で表記して紙に印刷できる。	

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
18.ダウンロード機能	
18-1.取引年月日その他日付、取引金額及び取引先と電磁的記録（または電磁的記録を参照できる情報）をダウンロードできる。	（プロパティのエクスポート）機能により記録項目をcsv出力する事ができます。また、（ダウンロード）機能により電磁的記録を出力することができます。
18-2.ダウンロードした情報は表計算ソフト等で読み込める形式（CSV/TXT形式等）となっている。	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 プロパティのエクスポート・インポート 」「 ダウンロード 」をご覧ください。

〈真実性の確保〉装置等

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
19.書類の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報	
19-1.スキャナで読み取った書類の解像度または画素数、階調及び書類の大きさに関する情報を保存できる。（保存の方法は特に定めない。） 注1) 書類の作成又は受領をする者が書類をスキャナで読み取る場合で、書類の大きさが日本産業規格A4以下であるときは、 ①書類の大きさに関する情報の保存義務はない。 ②解像度に関する情報の保存は、画素数の保存でもよい。 注2) 適時入力の場合、書類の大きさに関する情報の保存義務はない。	基本プロパティ（解像度、階調、書類の大きさ）に保存されます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 プロパティ情報 」をご覧ください。

《真実性の確保》タイムスタンプ

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
20.タイムスタンプ付与機能	
20-1.対象の電子データに対して、一般財団法人日本データ通信協会の認定を取得したタイムスタンプサービスによるタイムスタンプを付与できる。	総務省の認定を取得したセイコータイムスタンプサービスのタイムスタンプを付与することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを手動で付与 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
21.タイムスタンプ検証機能	
21-1.タイムスタンプ付与後の電子データおよびタイムスタンプの変更の有無を一の入力単位ごとに確認できること。 (国税庁Q&Aス28解説で説明されている“実質的には「一の入力単位ごと」にタイムスタンプを付しているものと解する”場合も含まれます。)	(タイムスタンプの検証) 機能のより、タイムスタンプの変更の有無を付与した単位で確認することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを検証 」をご覧ください。
21-2.タイムスタンプの信頼性の問題（有効期限切れ）があった場合は検知できる。	タイムスタンプの検証結果をcsvファイルに出力して、（出力項目）タイムスタンプ検証詳細にてタイムスタンプの時刻を確認することができます。 また、有効期限切れのファイルは、ステータスの内容が、「TSA証明書は有効期限が切れているか、まだ有効になっていないため無効です。」と記載されます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを検証 」をご覧ください。
21-3.タイムスタンプの時刻を確認できる。	基本プロパティ（タイムスタンプ付与日）を表示します。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを手動で付与 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
22.タイムスタンプ一括検証機能	
22-1.指定された複数のデータおよびタイムスタンプに対して一括してタイムスタンプ検証機能を実行できる。	(タイムスタンプの検証) 機能は検索結果を一括で指定して検証を行うことができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを検証 」をご覧ください。

《真実性の確保》タイムスタンプ代替機能

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
<p>23.タイムスタンプ代替機能</p> <p>23-1.外部の第三者が提供する時刻情報を取得し、その時刻を電磁的記録の入力時刻として記録する。外部の第三者が提供する時刻情報の例は以下のとおり</p> <p>例1) パブリックNTPサーバから日時を取得している。 ※パブリックNTPサーバとは以下のいずれかをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定タイムスタンプに使用されている日時を提供しているもの（情報通信研究機構（NICT）提供） ・世界中で広く利用されているもの（例）AWS/Microsoft/Googleなど 別添NTPサーバリスト参照 <p>例2) GNSS（Global Navigation Satellite System / 全球測位衛星システム）の情報から日時を取得している。</p> <p>例3) 携帯電話の基地局から提供されるNITZ（Network Identity and Time Zone）から日時を取得している。</p>	<p>NTPサーバから取得した時刻は基本プロパティ（作成日、更新日）に表示されます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「プロパティ情報」をご覧ください。</p>
<p>23-2.利用者が電磁的記録の入力日時を、変更することができない、あるいは変更する機能がない。 ※利用者とは、操作者のみならず利用者のシステム管理者も含む。</p>	<p>電磁的記録の入力日時は、基本プロパティの作成日として保存されます。</p> <p>また、保存された作成日（電磁的記録の入力日時）は修正削除することができません。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「プロパティ情報」をご覧ください。</p>
<p>23-3.電磁的記録の入力日時を参照、表示することができる。</p>	

<p>23-4.保存した電磁的記録の訂正、削除ができず、電磁的記録の訂正がある場合は、新しいバージョンとして登録する。</p>	<p>① (ファイル保護機能)にて、保護の対象となるスキャンされたファイルは物理/論理削除ができないようになっています。また、クラウドサービスのため、利用者側での改変が不可となります。</p> <p>② 対象のスキャン文書の差し替えは上書きアップロードにて、最新バージョンの文書として追加することができます。なお、最新バージョン以前の履歴保存された、過去のファイルを削除修正することはできません。</p> <p>『PCA Hub eDOC』Webマニュアル「フォルダにファイル保護を設定」「ファイルのバージョン管理」をご覧ください。</p>
---	--

《真実性の確保》入力者情報等

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
24.入力者の記録	
<p>24-1.書類に係る記録事項の入力を行った者、又はその者を直接監督する者の、氏名・部署名等個人を特定できる社員情報を記録できる。</p>	<p>スキャン文書のアップロード時に、作成者（保存担当者、実施担当者）が登録されます。その後、作成者が読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認します。</p> <p>『PCA Hub eDOC』Webマニュアル「ファイルをアップロード」「プロパティ情報」「ユーザーの管理」及び、当マニュアル「PCA Hub eDOC（スキャナ保存）運用サイクル例」をご覧ください。</p>
<p>24-2.外部の第三者が提供する時刻情報を取得し、その時刻を電磁的記録の入力時刻の記録を書類毎に確認することができる。</p>	<p>NTPサーバーから取得した時刻は基本プロパティ（作成日、更新日）に表示されます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』Webマニュアル「プロパティ情報」をご覧ください。</p>

《機密性の確保》

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
25.アクセス管理	
<p>25-1.情報の利用範囲、更新履歴、機密度等に応じた管理区分を設定できる機能を持ち、情報にアクセスしようとする者を識別し認識する機能。</p>	<p>ユーザー、グループに「所有者」「編集者」「読者」「レビュー」「拒否」のアクセス権限レベルを設定することができます。設定された、フォルダ内にあるすべてのファイル、フォルダに対してアクセス制御されます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』Webマニュアル「アクセス権限の考え方」「フォルダにアクセス権限を設定」をご覧ください。</p>

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
26. アクセス権限設定	
26-1. 情報の利用範囲、更新履歴、機密度等に応じた利用者のアクセス権限を設定できる機能。	<p>ユーザー、グループに「所有者」「編集者」「読者」「プレビュー」「拒否」のアクセス権限レベルを設定することができます。設定された、フォルダ内にあるすべてのファイル、フォルダに対してアクセス制御されます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「アクセス権限の考え方」「フォルダにアクセス権限を設定」をご覧ください。</p>

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
27. 不正アクセス排除	
27-1. 不正なアクセスを排除する機能。	<p>二段階認証による本人確認および、ログインポリシーによるアカウントロック機能を実装しています。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「初期設定」「はじめてのログイン」をご覧ください。</p>

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
28. 利用者ログ管理	
28-1. 利用者が情報にアクセスした記録をログとして保存し、それを追跡調査できる機能。	<p>監査ログに記録されており、確認ができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「監査ログ」をご覧ください。</p>

システム概略図（スキャナ保存）

概要



『PCA Hub eDOC』はピー・シー・エー株式会社が提供する電子帳簿保存法（スキャナ保存）に対応したクラウドサービスです。

以下、「①～②」のケースにおいて、適切に保管します。

① 「スキャナ」や「複合機」を利用した保管

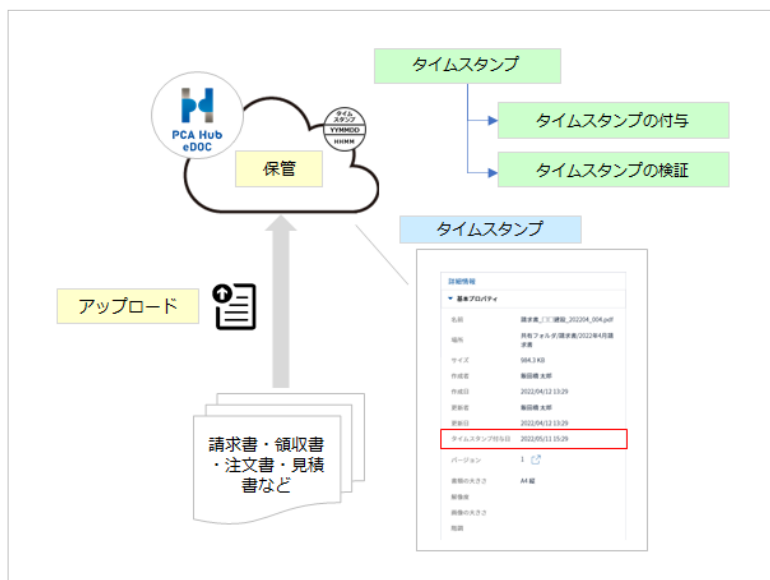


② 「スマートフォン」を利用した保管

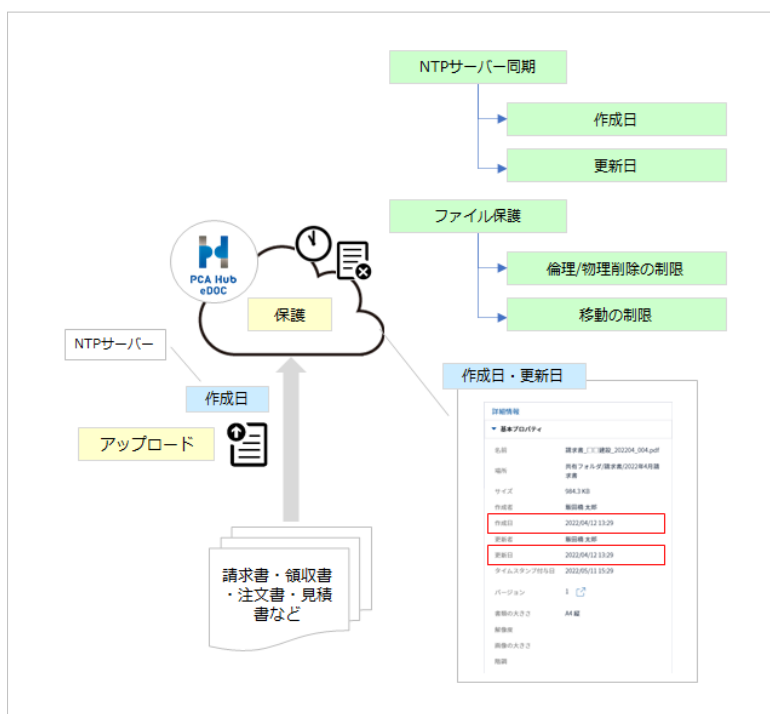


『PCA Hub eDOC』では、保管されたファイルに対して①～④について機能実装をしています。

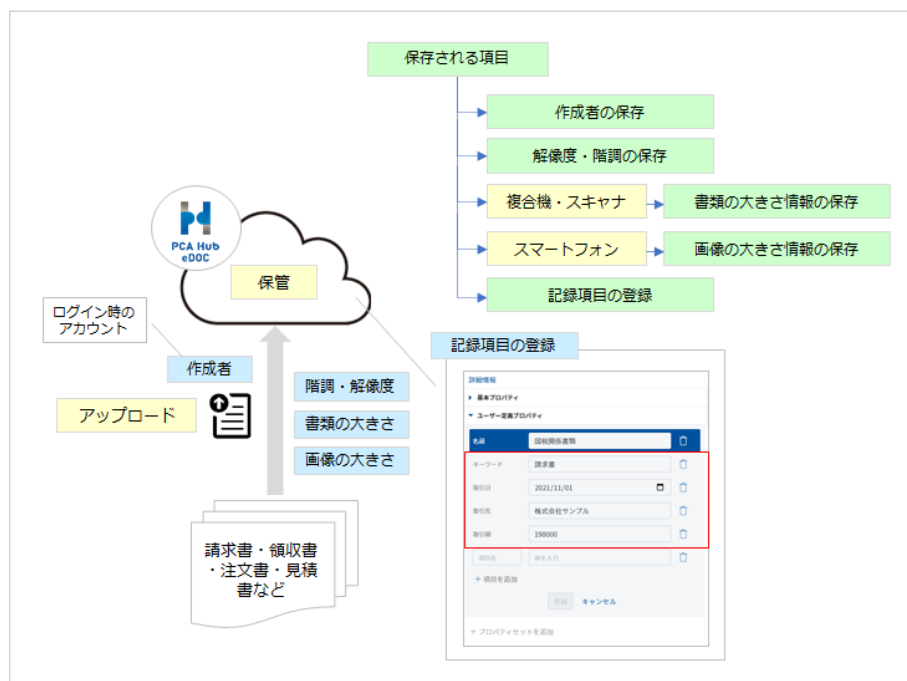
- ① 総務省の認定を取得したセイコータイムスタンプサービスのタイムスタンプを付与することができます。



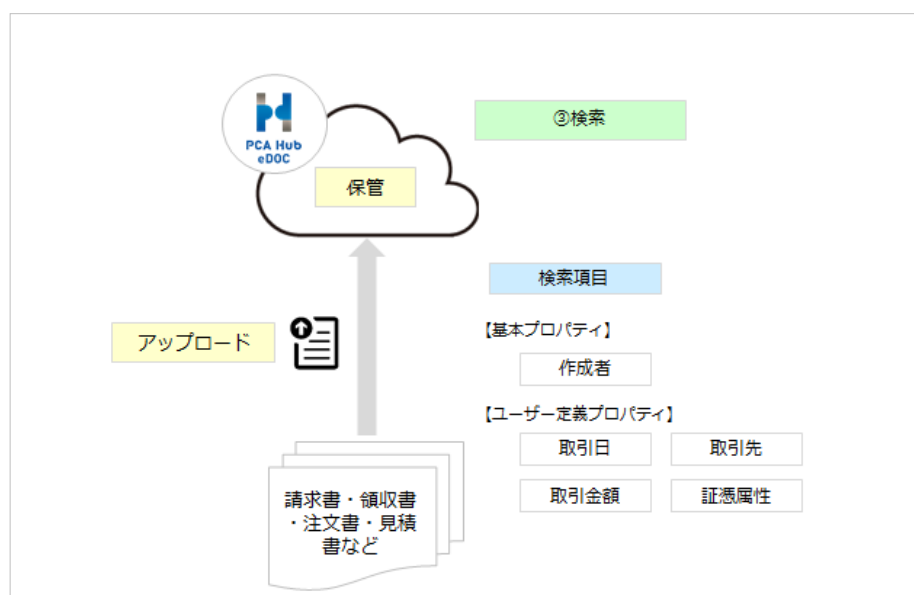
- ② ファイル保護機能とNTPサーバーとの同期により、タイムスタンプの付与に代えることができます。



- ③ 「スキャナ」や「複合機」で保存された書類のファイルに対して、ログイン時のアカウント名（表示名）を作成者（保存担当者、実施担当者）として自動で登録します。作成者は修正する事ができません。また、スキャナで読み取った（階調・解像度・書類の大きさ情報）を保存し、記録項目（取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先）を登録する事ができます。なお、「スマートフォン」の保存された画像ファイルは（画像の大きさ情報）を保存します。



- ④ ファイル名、作成者および、登録されている記録項目、証憑属性についてand検索を行うことができます。



PCA Hub eDOC（スキャナ保存）運用サイクル例

概要



電子帳簿保存法（スキャナ保存）に沿って『PCA Hub eDOC』でスキャナの保存を行うには、以下のような運用サイクルが必要になります。

※ここでは、代表的な運用例を説明しています。お客様の運用により、内容が一部異なる場合があります。

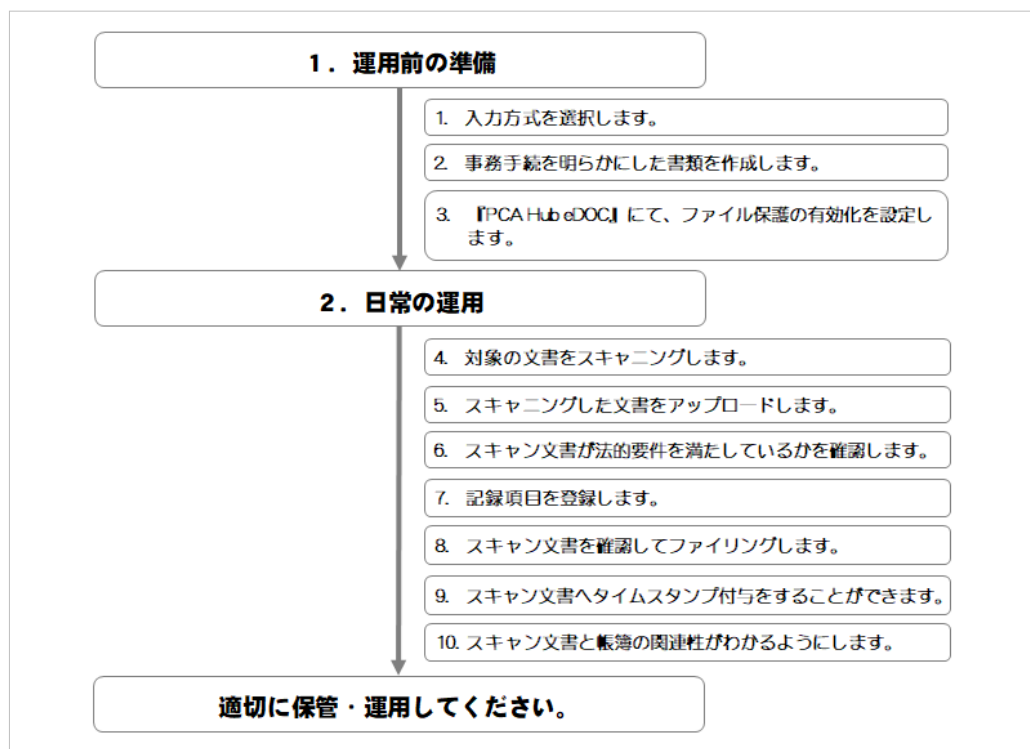
スキャン文書による保存が認められる書類

国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類（国税関係書類）のうち、規則第2条第4項に規定する書類※を除く全ての書類が対象となります。

具体的には、「領収書」、「請求書」、「注文書」、「見積書」等及び、その写しが対象となります。

※規則第2条第4項に規定する書類とは、具体的には棚卸表、貸借対照表及び損益計算書などの計算、整理又は決算関係書類が対象となります。

スキャナ保存を行う上での準備と運用例



運用前の準備

『PCA Hub eDOC』への保管前に、法的要件に対応するためのいくつかの準備を行います。以下を参考に、適切な準備をおこなってください。

1. 入力方式を選択します。(規則第2条第6項第1号)

国税関係書類の作成または受領後に『PCA Hub eDOC』に保存する期間を、実際の業務を踏まえて、以下より選択します。

- ① 【早期入力方式】入力期限は7営業日以内
- ② 【業務処理サイクル方式】入力期限は2か月+7営業日以内

なお、②を選択した場合は、「各事務の処理に関する規程」の作成が必要です。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されているサンプル(スキャナによる電子化保存規程)を参考に作成してください。

また、①を選択した場合でも「各事務の処理に関する規程」を作成することが望ましいと言えます。

2. 事務手続を明らかにした書類を作成します。 (規則第2条第2項1号二)

スキャナ保存を行う場合は、「事務の手続を明らかにした書類」を作成します。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されているサンプル(国税関係書類に係る電子計算機処理に関する事務の手続を明らかにした書類)を参考に作成してください。

3. 『PCA Hub eDOC』にて、ファイル保護の有効化を設定します。 (規則第2条第6項第2号二)

スキャン文書をファイリングするフォルダに(ファイル保護の有効化)を行う必要があります。以下の設定が必要です。

スキャナ保存にてファイリングするフォルダにファイル保護の設定をします。別冊の管理者操作マニュアルをご確認の上、設定してください。

なお、ファイル保護が有効となったファイルを削除する事はできませんので、間違ったファイルが保管されないようご注意ください。

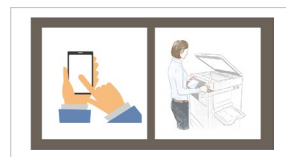
※ファイル保護の有効化が設定されたフォルダを無効に戻すことはできません。

日常の運用

対象となる文書をスキャナで読み込んで『PCA Hub eDOC』にて保管します。スキャナ保存運用に際しての手順を参考に、社内の業務フローをご検討ください。

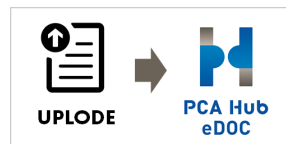
4. 対象の文書をスキャンします。

スキャンする文書の内容を確認後、法的要件を満たした保存ができる機器でスキャンします。



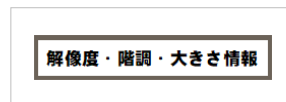
5. スキャンした文書をアップロードします。

『PCA Hub eDOC』に自身のアカウントでログイン後、スキャン文書を一時保管フォルダにアップロードします。
※一時保管フォルダは、事前に作成しておきます。



6. スキャン文書が法的要件を満たしているかを確認します。

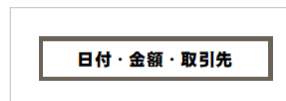
読み取ったスキャン文書について、以下の確認をします。
※基本プロパティで確認ができます。



- ① スキャン文書が『PCA Hub eDOC』に保存されたファイルと同等であること。
- ② 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドットで読み取るものであること。
〈例：A4サイズの紙の場合…約388万画素〉
〈例：スマートフォン等のカメラを利用した場合…A4サイズでは約1,654×2,339ピクセル〉
- ③ 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものであること。
〈一般書類の場合は白色から黒色までの階調が256階調以上〉
- ④ 大きさ情報
〈書類の大きさがA4サイズ以下のときは大きさの情報は不要〉

7. 記録項目を登録します。

ユーザー定義プロパティ（国税関係書類）の追加にて記録項目（取引日・取引金額・取引先）を登録します。



以下、経理担当者の作業です。

8. スキャン文書を確認してファイリングします。

一時保管フォルダからスキャン文書を受け取り、確認が終了したスキャン文書は（ファイル保護の有効化）となっているフォルダにファイリング（移動）します。



9. スキャン文書へタイムスタンプ付与をすることができます。

タイムスタンプが付与できます。
※設定により、自動でタイムスタンプが付与されます。



なお、『PCA Hub eDOC』では、NTPサーバーから取得した時刻は基本プロパティ（作成日、更新日）に記録されますので、スキャナ保存にて保管する場合は、タイムスタンプを付与しなくても法的要件（取扱通達4-28）を満たしています。

※詳しくは、【スキャナ保存一問一答】問30 訂正削除履歴の残る（あるいは訂正削除できない）システムに保存すれば、タイムスタンプの付与要件に代えることができるでしょうか。をご覧ください。

10. スキャン文書と帳簿の関連性がわかるようにします。

スキャン文書と帳簿との関連性を確認できる項目（例えば、伝票番号）をファイルのユーザー定義プロパティの追加にて登録します。



『PCA Hub eDOC』に対応したPCA会計※をご利用の場合は、スキャン文書と仕訳データを紐づけることができます。

※下記、①②の方法があります。なお、②を選択した場合は、上記の「5、7、8」の手順は不要となります。

- ① 『PCA Hub eDOC』に保管されたスキャン文書のURLをコピーして、『PCA会計』の仕訳に追加することができます。
- ② PCA会計からスキャン文書をアップロードする事もできます。
ファイルを『PCA会計』から『PCA Hub eDOC』へのアップロードする場合、仕訳登録された項目（取引年月日、取引金額、取引先）が記録項目として、会計ソフトの情報（領域コード、領域名、会計期間、製品名、伝票情報（伝票日付、伝票番号、行番号））が関連項目として『PCA Hub eDOC』に登録されます。
また、『PCA会計』の仕訳にも『PCA Hub eDOC』にアップロードされたファイルのURLが追加されます。

※PCA会計DX(rev6.00)以降、PCA会計hyper(rev6.00)以降

適切に保管・運用してください。

なお、電子帳簿保存法の改正や社内規程及び、社内運用等の変更については、税務署や税理士にご相談ください。

PCA Hub eDOCフォルダ作成例

概要



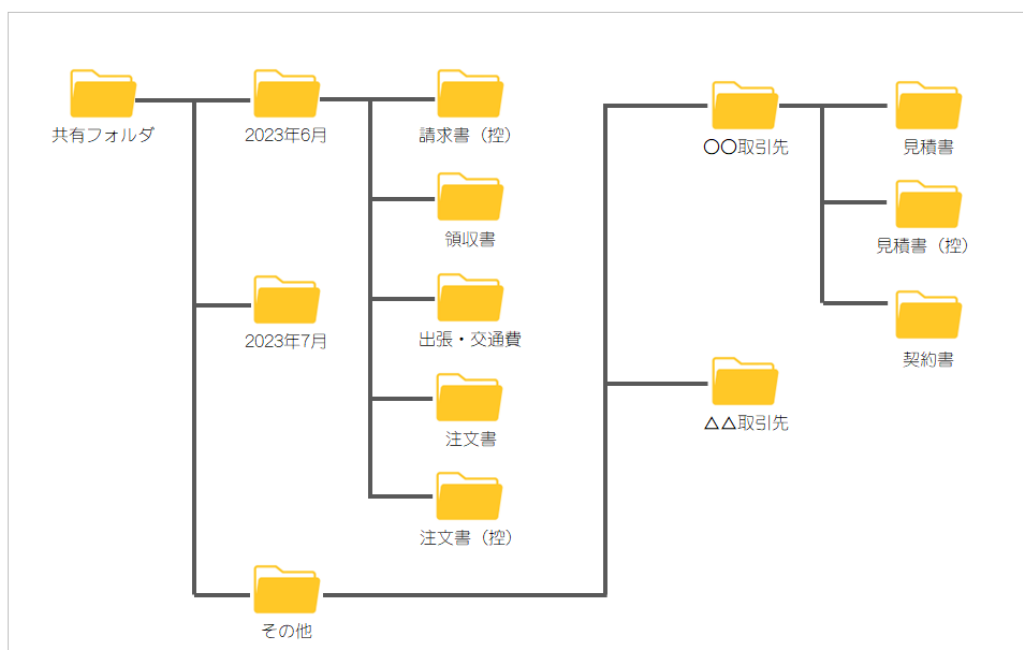
電子帳簿保存法における証憑保管のためのフォルダ作成例です。参考例としてご覧ください。

フォルダを作成する場合は、「新規」「フォルダ作成」を選択してください。



◆年月で作成

年月別のフォルダ作成例です。

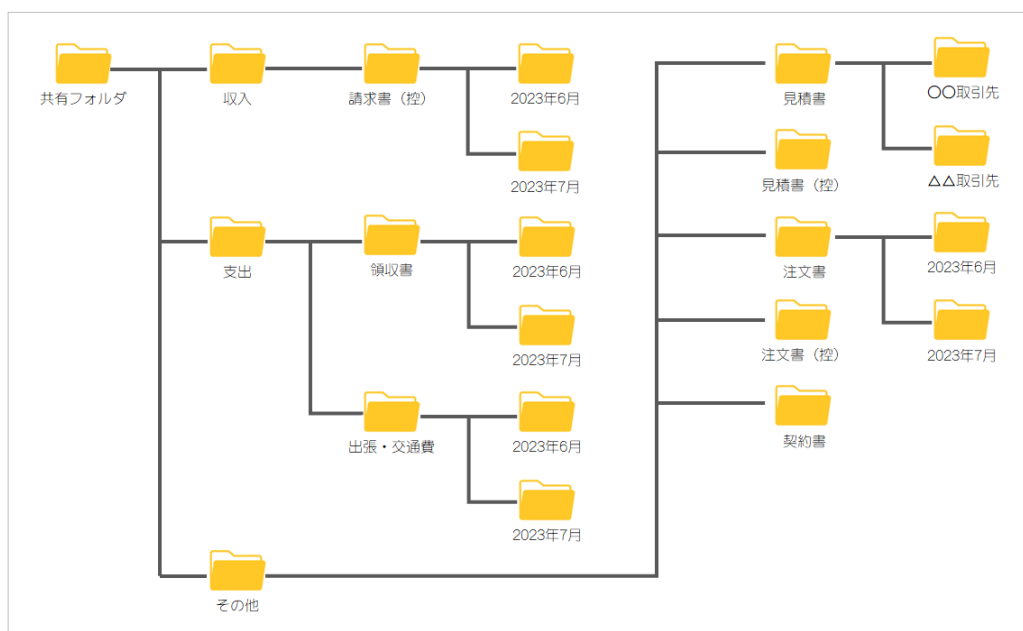


《Point》

- 年月別に管理する場合のメリットは、フォルダ数が多くなならない事が挙げられます。あらかじめ、月別の下層を原本フォルダとして作成しておけば、「アクションメニュー」 「複製」で一括コピーする事ができます。また、保存期間が終われば、対象の年月のフォルダを一括で削除する事もできます。
- デメリットは、目視で目的の書類を探すときに、書類名から探せない事が挙げられます。そのため、月別管理が必要ない書類はその他フォルダ等にまとめて管理したほうが良いでしょう。
- なお、PCA Hub eDOCでは、電子帳簿保存法の要件である、日付、取引先、取引金額の他にキーワード項目もあることから、キーワード項目に請求書、請求書控え、領収書、見積書等の書類名を登録しておけば、簡単に検索する事ができます。

◆証憑種類で作成

証憑種類別のフォルダ作成例です。



《Point》

- 種類別に管理する場合のメリットは、目的の書類を探す場合に、探しやすいことが挙げられます。例えば、出張・交通費から特定の書類を検索する場合、年月指定することなく出張・交通費フォルダから検索ができます。
- なお、下層においても経理締めが必要な書類については年月別にフォルダを作成し、そうでない書類はその他フォルダ等にまとめて管理したほうが良いでしょう。
- デメリットは、フォルダ数が多くなりやすいと思いますので、書類の種類毎に月別管理する、しないを考慮して作成頂いたほうが良いでしょう。
- なお、PCA Hub eDOCでは、電子帳簿保存法の要件である、日付、取引先、取引金額の他にキーワード項目もあることから、キーワード項目に請求書、請求書控え、領収書、見積書等の書類名を登録しておけば、簡単に検索する事ができます。

□ プログラムの著作権

この『PCA Hub eDOC』プログラム・マニュアルの著作権はすべてピー・シー・エー株式会社が所有しております。お客様は、ご自分の業務のために本システムをご利用になる他は、お客様以外の第三者に本システムを使用させることはできません。また、本システムのプログラム・マニュアル、その他を電氣的・光学的・その他いかなる方法でも、著作権所有者に無断で複写・複製することはできません。

□ 保証

この『PCA Hub eDOC』は、十分な注意をもって作成されておりますが、ご利用になった結果については、ピー・シー・エー株式会社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

『PCA Hub eDOC』電子帳簿保存（スキャナ保存）編（J）：第3版 2024年4月

制作・総販売元：ピー・シー・エー株式会社

〒102-8171 東京都千代田区富士見1-2-21